

S O Rによる注文執行の開始および「最良執行方針」の改定について

いつも格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

2024年1月に改定した「最良執行方針」に記載の通り、弊社では、国内上場株式等の売買注文の執行について、S O R（スマート・オーダー・ルーティング）の導入準備を進めてまいりました。

このたび、本年11月17日よりS O Rによる注文執行を開始することとし、これにあわせて弊社の「最良執行方針」を同日付で改定いたしますので、ご案内申し上げます。

- ・改定後の「最良執行方針」は別紙をご参照ください。
- ・S O Rによる注文執行の概要については、下記をご参照ください。
- ・S O Rによる注文執行に関してご注意いただきたい点については、裏面をご参照ください。

S O Rによる注文執行の概要

① S O R（Smart Order Routing）とは？

複数の金融商品取引所およびP T S（私設取引システム）の気配情報を比較し、執行価格が最良となるよう売買注文を執行することをいいます。

複数の取引施設の気配情報を取得・比較し、全体として最良の約定価格となるよう注文を分割して複数の取引施設に注文を執行することで、より有利な価格で約定できる可能性があります。

② 比較対象となる取引施設

弊社のS O Rシステムは、次の取引施設を、気配情報の取得および発注の対象とします。

- ・東京証券取引所（以下、「東証」といいます）（売買立会で行われる各市場）
- ・ジャパンネクスト証券株式会社のP T S（J-Market、X-Market）
- ・Cboeジャパン株式会社のP T S（Cboe Alpha、Cboe Select）

③ 注文の回送

S O Rシステムは、まず対象の取引施設の気配情報を取得・比較し、最良の約定価格となるよう必要に応じて注文を分割して取引施設へ発注いたします。この結果、約定が成立しなかった残数量については、東証の売買立会にお客様が指定された価格条件で発注します。

④ 対象となる銘柄

東証を主要市場(注1)とする銘柄であり、かつ、弊社が取次可能なP T Sのうちいずれかで取扱いがある上場株券等（R E I T、E T F等含み、当社が定める有価証券を除く）を対象とします。

⑤ 対象となる取引等

- ・現物取引・信用取引。S O RはP T Sにも発注するため、S O Rを利用した信用取引を行うためには「P T S信用取引に関する合意書」をご提出いただく必要があります。対象となるお客様には別途ご連絡いたします。
- ・成行、指値、不成の指定が可能です。寄付・引けの場指定はS O R対象外となります。また逆指値注文もS O R対象外です。
- ・東証の立会時間中に発注された注文が対象となります。

（注1）主要市場とは、ある一定期間の売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として弊社が選定した金融商品取引所のことを指します。

SORによる注文執行に関してご注意いただきたい点

- ① 次の注文は、（その他の条件がSORの対象となる場合であっても）SORの対象外となります。
 - ・ 東証の寄り前、場間、引け後に発注された注文
 - ・ 東証の前場、後場で始値が未決定の時間帯に発注された注文（新規上場銘柄で初値未決定の銘柄の注文を含む）
 - ・ 寄付・引け指定の注文
 - ・ 有効期限付注文のうち翌日以降に繰越となった注文
 - ・ 東証において特別気配、連続約定気配が提示されている、または、売買停止となっている時間帯に発注された注文
 - ・ 東証の売買単位が1株（口）、かつ、PTSの売買単位が10株（口）である銘柄に関する10株（口）未満の注文
 - ・ 指値訂正または減数訂正する注文
 - ・ 逆指値注文
- ② 不成注文はまず指値のIOC(注2)注文として東証・PTSに回送し、結果として約定が成立しなかった残数量については、東証へのご注文いただいた価格での不成注文として執行します。
- ③ 注文の発注に際して、SORの利用のお申込等は不要です。オンラインサービスにおいては、注文画面の「市場」欄において「最良執行市場」をご選択ください。
- ④ SORを利用せず、執行する取引所を指定されたい場合は、ご注文の都度、お申出ください。オンラインサービスにおいては、注文画面の「市場」欄において希望される市場をご選択ください。なお、店頭、オンラインサービスいずれの場合もPTSをご指定いただくことはできません。

(注2) Immediate Or Cancelの略。指定した価格がそれよりも有利な価格で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、即時に成立しなかった注文数量は失効させる条件付注文のことを指します。

手数料等およびリスクについて

国内株式（国内REIT、国内ETF、国内ETN、国内インフラファンドを含む）の売買取引には、約定代金に対し最大1.43%（税込み）（20万円以下の場合、2,860円（税込み））の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引（募集等を含む）によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料（約定代金に対し最大1.43%（税込み）（20万円以下の場合、2,860円（税込み）））、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託保証金は、売買代金の30%以上（オンライン信用取引の場合、売買代金の33%以上）で、かつ30万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約3.3倍まで（オンライン信用取引の場合、委託保証金の約3倍まで）のお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【最良執行方針】

1. 対象となる有価証券

株券、新株予約権付社債券、投資信託（いずれも国内の金融商品取引所に上場されているもの）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」。なお、弊社におきましてはフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」は原則としてお取り扱いしておりません。

2. 用語の定義

この最良執行方針における各用語の定義は次のとおりです。

- ・「PTS」とは、金融商品取引法施行令第26条の2の2第7項に規定される「私設取引システム」をいいます。
- ・「取引施設」とは、金融商品取引所及びPTSを総称していいます。
弊社の利用するSORシステムが気配の取得及び発注の対象とする取引施設（以下、SOR対象取引施設といいます。）は、東京証券取引所の売買立会で行われる各市場ならびにPTSであるジャパンネクスト証券株式会社のJ-Market、X-Market（東京証券取引所の立会時間中に限る。）及びCboeジャパン株式会社のCboe Alpha、Cboe Select（東京証券取引所の立会時間中に限る。）です。最新のSOR対象取引施設は弊社ホームページ（<https://www.nomura.co.jp/>）に掲載しております。
- ・「主要市場」とは、各銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として弊社が選定した金融商品取引所をいいます。なお、銘柄毎に弊社が選定した主要市場は、弊社ホームページ（<https://www.nomura.co.jp/>）に掲載するほか、弊社の本支店、コールセンター等にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。
- ・「SOR」とは、「Smart Order Routing」の略で、複数の金融商品取引所及びPTSの気配情報を比較し、執行価格が最良となるよう売買注文を執行することをいいます。
- ・「レイテンシーアービトラージ」とは、SORによって複数の取引施設に回送される注文の到達時間（レイテンシー）の差を利用して、先行して到達した取引施設の気配及び約定情報を高速な通信設備を利用して取得し、これを用いて他の取引施設で先回りして売買することにより利ザヤを稼ごうとする投資戦略及び行為のことをいいます。
- ・「IOC」とは、「Immediate Or Cancel」の略で、注文が取引施設の売買システムに到達した時点で即時に約定できなければ取り消す条件が付された注文をいいます。

3. 最良の取引の条件で執行するための方法

弊社では、お客様からいただいた上場株券等に係る売買注文は、特にご指定のない限り、すべて国内の取引施設に委託注文として次の要領で執行いたします。また、弊社店頭における取引所外売買（弊社との相対取引または弊社の媒介）での執行は、お客様との間で取引所外売買で行う旨を合意した場合に限って行います。

【SOR対象銘柄】

東京証券取引所を主要市場とする銘柄であり、且つ、弊社が取次可能なPTSのうちいずれかで取扱いがある上場株券等（新株予約権付社債券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券等弊社が定める有価証券を除く）をSOR対象銘柄とします。

<SOR対象銘柄の執行>

- (1) お客様が執行すべき金融商品取引所を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所に取次ぎます。
ただし、PTSを指定することはできません。
- (2) (1) に定める場合のほか、次に掲げる場合は、すべて東京証券取引所に取次ぎます。
 - ・東京証券取引所の売買立会の時間外に受託した委託注文
 - ・寄付き指定条件及び引け指定の執行条件で受託した委託注文
 - ・逆指値注文

- ・ 特別気配、連続約定気配が出ている、または売買停止が行われている銘柄の注文
 - ・ 前場、後場それぞれで始値が未決定の銘柄の注文
 - ・ 新規上場銘柄で初値未決定の銘柄の注文
 - ・ 東証の売買単位が1株（口）、PTSの売買単位が10株（口）である銘柄で、10株（口）未満の注文
 - ・ 指値訂正または減数訂正する注文
 - ・ その他、弊社がSORによる執行の対象外と定める注文
- (3) 東京証券取引所の立会時間内に注文を執行する場合には、特にご指定のない限り、お客様が指定された価格条件にしたがって、SORにより執行結果が最良となるよう次に掲げる手順にしたがって執行します。
- a. まずSORシステムで東京証券取引所及び各PTSの気配情報を比較し、当該時点において最良の約定価格となるように執行します。注文数量が複数単位で、単一の取引施設の最良気配数量では不足する場合は、全体で最良の約定価格となるよう注文を分割して複数の取引施設に一斉に発注します。最良となる気配が複数の取引施設で表示されている場合は、CboeジャパンのCboe Select、Cboe Alphaに発注します。（Cboe Select、Cboe Alphaの最良気配数量では不足する場合は、東京証券取引所へ発注します。それでも不足する場合は、ジャパンネクスト証券のX-Market、J-Marketに発注します。）最新のSOR対象取引施設間の優先順位は弊社ホームページ（<https://www.nomura.co.jp/>）に掲載しております。
 - b. 上記aの執行の結果、約定が成立しなかった残数量については、東京証券取引所の売買立会にお客様が指定された価格条件で発注します。
 - c. 即時に約定することのない、対当方向の最良気配よりも有利な価格での指値注文については、全量を東京証券取引所に発注します。
 - d. 翌日以降まで有効なご注文について、当日約定せず、翌営業日以降に繰り越して注文を取次ぐ場合には、東京証券取引所に当該注文の有効期間を通じて取次ぎます。
 - e. 特定のPTSが取扱っていない銘柄については、当該PTSを除いてSORにより執行します。
- (4) PTSまたは通信回線業者若しくはSORシステムの障害により、特定のPTSへの取次ぎが行えない場合、当該PTSを除いてSORによる執行を継続します。
- (5) 通信回線業者若しくはSORシステムの障害により、すべてのPTSへの取次ぎが行えない場合、東証で執行を行います。
- (6) 東京証券取引所を主要市場とする外国証券の取扱いは、次のとおり行います。
- a. 買付注文は、上記（1）から（5）にしたがって国内の取引施設に取次ぎます。
 - b. 東京証券取引所が指定した決済会社の管理している証券の売却注文は、上記（1）から（5）に準じた方法で国内の取引施設に取次ぎます。
 - c. 上記b以外の証券の売却注文は、外国取引として取扱います。

<レイテンシーアービトラージへの対応>

弊社はおお客様の注文をSORにより執行するにあたっては、レイテンシーアービトラージの対象となることを極力防止するために、次に掲げる方法で行います。

- ・ SORによる各取引施設への分割発注は、一斉に行います。
- ・ PTSに対する発注はすべてIOCで行います。

【SOR非対象銘柄】

上場株券等のうち東京証券取引所以外の金融商品取引所を主要市場とする銘柄及び弊社が取次可能なPTSにおいて取扱いのない銘柄、新株予約権付社債券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券等弊社が定める有価証券については、SORによる執行は行いません。お客様からご指定のない限り、すべて国内の金融商品取引所の売買立会による市場に委託注文として次の要領で取次ぎます。なお、PTSへの取次ぎは行っておりません。

- (1) お客様が執行すべき金融商品取引所を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所に取次ぎます。
- (2) お客様から委託注文を受託しましたら、国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取次ぎます。金融商品取引所の売買立会時間外に受託した委託注文は、当該金融商品取引所が売買立会の注文受付を開始した後に取次ぎます。
- (3) (2) における委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。
 - a. 上場している金融商品取引所が1箇所（単独上場）である場合には、当該金融商品取引所へ取次ぎます。
 - b. 複数の金融商品取引所に上場（重複上場）している場合において、お客様から執行すべき金融商品取引所の指定がないときは、主要市場に取次ぎます。
 - c. 上記bにおいて、お客様から、翌日以降まで有効なご注文をいただいた場合、受託当日における主要市場に当該注文の有効期間を通じて取次ぐこととします。
- (4) 国内の金融商品取引所に上場されている外国証券の取扱いは、次のとおり行います。
 - a. 買付注文は、上記（1）から（3）にしたがって国内の金融商品取引所に取次ぎます。
 - b. 国内の金融商品取引所が指定した決済会社の管理している証券の売却注文は、上記（1）から（3）に準じた方法で国内の金融商品取引所に取次ぎます。
 - c. 上記b以外の証券の売却注文は、外国取引として取扱います。

4. 当該方法を選択する理由

【SOR対象銘柄】

お客様の注文を執行するにあたっては、複数の十分な流動性のある取引施設の気配を比較し、極力お客様に有利な価格で約定できる機会を探すことが最良の執行結果を得るために合理的と判断するからです。このため、弊社が流動性が十分ではないと判断するPTS及び東京証券取引所と重複上場している銘柄における他の金融商品取引所の気配については比較の対象から除外しています。

最良となる気配が複数の取引施設で表示されている場合の取引施設間の優先順位については、主要市場の価格変動への影響を抑えつつ約定可能性を高めることや、執行までのスピード等を勘案して設定しています。

レイテンシーアービトラージへの対応については、各取引施設に向けて分割された注文が到達するタイミングが異なることがレイテンシーアービトラージの機会を生じさせるため、弊社のSORによる各取引施設への発注を一度に一齐に行うことで回避可能となると判断しているためです。

【SOR非対象銘柄】

東京証券取引所が主要市場でない銘柄については、全体として継続的な流動性が限定的であり、また、東京証券取引所に上場していない銘柄は各PTSが取扱っていないことから、注文をすべて主要市場たる金融商品取引所に取次ぐことが合理的と判断しています。同様に、新株予約権付社債券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券等については、継続的な流動性が限定的であり、また各PTSが取扱っていないことから、注文をすべて上場する金融商品取引所に取次ぐことが合理的と判断しています。

これは、金融商品取引所には多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、多くの場合、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられるからです。また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、上記同様、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

5. システム障害時の対応

【SOR対象銘柄】

弊社システム、SOR対象取引施設、通信回線業者若しくはSORシステム等の障害等により、弊社がSORによる執行ができないと判断した場合、SORによる執行を停止し、以後は終日東京証券取引所へ取次ぎます。また、PTSまたは通信回線業者若しくはSORシステムの障害により、特定のPTSへの取次ぎが行えない場合、当該PTSを除いてSORによる執行を継続します。

さらに、東京証券取引所または通信回線業者若しくは弊社システムの障害により、東京証券取引所への取次ぎが行えない場合には、東京証券取引所への取次ぎ及びSORによる執行を停止します。

【SOR非対象銘柄】

各銘柄が上場する金融商品取引所または通信回線業者若しくは弊社のシステムの障害により、当該金融商品取引所への取次ぎが行えない場合、金融商品取引所への取次ぎを停止します。

その他、システム障害等により、やむを得ず、上記3. 及び下記6. (1)に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

6. その他

- (1) 次に掲げる取引は、上記3. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - a. お客様から執行方法に関するご指示（弊社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所等の取引場所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引当該ご指示いただいた執行方法（ただし、弊社が応じることのできる方法に限ります。）
 - b. 投資一任契約等に基づく執行
当該契約等においてお客様から委任された範囲内で弊社が選定する方法
 - c. 株式累積投資等、取引約款、各種規定等において執行方法を特定している取引
当該執行方法
 - d. 単元未満株及び端株の取引
単元未満株の売買については、単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法（発行会社への買取請求をご希望の場合は、買取請求のお取扱いといたします。）
- (2) オンラインサービスでのご注文の際は、あらかじめ最良執行市場が表示されていますが、お客様ご自身で執行する金融商品取引所を指定していただくことも可能です。

本方針は、2025年11月17日以降に取引施設に対して取次ぐ注文について適用することを予定しております。

2025年11月14日以前にいただいたご注文についても、2025年11月17日以降に執行する際には、本方針にしたがって行います。（11月17日以降まで有効なご注文について、11月14日中に約定せず、11月17日以降に繰り越して注文を取次ぐ場合、新たな最良執行方針にしたがった場合でも、2024年1月付の最良執行方針と同様の執行方法となります。）

万が一、システムの不備等に起因して、11月17日より本方針を適用できない場合には、11月17日以降不備等が解消されるまでの間は2024年1月付の最良執行方針を適用いたします。

この最良執行方針は、金融商品取引法の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針及び方法を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目すれば最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務に違反することにはならないものとされております。

以上

2025年11月

弊社では、別途、グローバル・マーケットに口座を開設されている法人のお客様向けの最良執行方針を定め、ホームページ上で公表しております。

2025年7月
野村證券株式会社

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて早速ではございますが、2025年9月1日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等を改定いたしますのでご案内申し上げます。
ただし、第1章 第2条⑨、第9条、第5章 第2条、第4条については、2025年5月12日より適用しております。

(下線部変更)

新	旧
<p>野村の証券取引約款（個人のお客様用）</p> <p>第1章 基本約款</p> <p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) この約款は、本章（「基本約款」といいます）のほか、個々のサービスまたは取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款等の規定によって構成されます。</p> <p>①～⑧（省略）</p> <p>⑨ 電子交付サービス</p> <p>第2条（定義）</p> <p>この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。</p> <p>①～⑳（省略）</p> <p>㉑ ワンタイムパスワード</p> <p>オンラインサービスの利用や、オンラインサービスでの取引および手続きがお客様の意思によることを確認する手段として使用する、数字の列をいいます。</p> <p>④①～④②（省略）</p> <p>④③ 電子交付サービス</p> <p>第10章第2条(1)で定める対象書面について、その交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（本号および第10章において「記載事項」といいます）を、第10章第3条に掲げるいずれかの方法（以下、「電磁的方法」といいます）により、当社からお客様に対して提供（以下、「電子交付」といいます）するサービスをいいます。</p> <p>④④（省略）</p> <p>第9条（オンラインサービス）</p> <p>次の条件を満たすお客様が当社の定める方法でオンラインサービスの利用を申込み、当社が承諾すると、オンラインサービスの利用に係る契約（本章およびオンラインサービス約款の規定等）を内容とします。以下、「オンラインサービス契約」といいます）が締結され、この契約</p>	<p>野村の証券取引約款（個人のお客様用）</p> <p>第1章 基本約款</p> <p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) この約款は、本章（「基本約款」といいます）のほか、個々のサービスまたは取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定によって構成されます。</p> <p>①～⑧（省略）</p> <p>⑨ 電子交付等の利用に係る約款</p> <p>第2条（定義）</p> <p>この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。</p> <p>①～⑳（省略）</p> <p>㉑ ワンタイムパスワード</p> <p>当社が定める一定のオンラインサービスでの取引および手続きがお客様の意思によることを確認する手段として使用する、数字の列をいいます。</p> <p>④①～④②（省略）</p> <p>④③ 電子交付等</p> <p>第10章第2条(1)で定める対象書面について、その交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（本号および第10章において「記載事項」といいます）を、第10章第3条に掲げるいずれかの方法（以下、「電磁的方法」といいます）により提供するサービスを行います。</p> <p>④④（省略）</p> <p>第9条（オンラインサービス）</p> <p>次の条件を満たすお客様が当社の定める方法でオンラインサービスの利用を申込み、当社が承諾すると、オンラインサービスの利用に係る契約（本章およびオンラインサービス約款の規定等）を内容とします。以下、「オンラインサービス契約」といいます）が締結され、この契約</p>

新	旧
<p>に則ってオンラインサービスを利用できることとなります。</p> <p>①・②（省略）</p> <p>③ ログインパスワードおよび取引パスワードによる認証方式を利用できる環境にあること。また、前段に加え、原則としてワンタイムパスワードによる認証方式を利用できる環境にあること</p> <p>第15条（解約事由）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。</p> <p>①～⑧（省略）</p> <p>⑨イ～ヘ（省略）</p> <p>ト 前イからへのほか、お客様が、当社の業務に関して、差別的な言動、名誉を棄損する言動、侮辱的な言動、人格を否定する言動、威迫的言動、性的な言動、拘束的言動など、当社の業務に従事する者の就業環境を害するおそれのある著しい迷惑行為を行ったとき</p> <p>⑩（省略）</p> <p>(3)（省略）</p> <p>第21条（買付代金・売付有価証券のお預かり等）</p> <p>(1) 有価証券の売買等の受注は、あらかじめ買付の注文に係る約定代金および執行に係る手数料等（以下、併せて「買付代金」といいます）、または売付の注文に係る有価証券（以下、「売付有価証券」といいます）の全部または一部をお預かりした上で行います。</p> <p>(2) お客様には、当社の定める時限までに、買付代金または売付有価証券の全部をお預かりいただきます。</p> <p>(3) お客様が買付代金または売付有価証券の全部または一部のお預かりをあらかじめ拒否するなど前項の期限において買付代金または売付有価証券の全部または一部のお預かりをいただけないおそれがあると当社が認めた場合は、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置およびお客様へのサービス提供を停止する措置をとることがあります。</p> <p>(4) 第2項の時限において、買付代金または売付有価証券のお預かりが一部でも行われない場合、次にかかげる措置の全部または一部をとることがあります。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>(5) 前項①および②の措置によっても、なお買付代金の不足金や売付有価証券のお預かりに不足分がある場合、お客様には不足金のお支払、または不足分のお引渡しをいただきます</p>	<p>に則ってオンラインサービスを利用できることとなります。</p> <p>①・②（省略）</p> <p>③ ログインパスワードおよび取引パスワードによる認証方式を利用できる環境にあること。ただし、ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、前段に加え、ワンタイムパスワードによる認証方式を利用できる環境にあること</p> <p>第15条（解約事由）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当したときは、この約款による契約はすべて解約されます。</p> <p>①～⑧（省略）</p> <p>⑨イ～ヘ（省略）</p> <p>(新設)</p> <p>⑩（省略）</p> <p>(3)（省略）</p> <p>第21条（買付代金等の取扱）</p> <p>(1) 有価証券の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付の注文に係る約定代金および執行に係る手数料等（以下、併せて「買付代金」といいます）、または売付の注文に係る有価証券（以下、「売付有価証券」といいます）の全部または一部（以下、併せて「前受金等」といいます）をお預かりした上で行います。</p> <p>(2) 前受金等を全額お預かりしていない場合は、取引所取引については受託契約準則、その他の取引については当社の定める時限までに、買付代金または売付有価証券をお預かりします。</p> <p>(3) お客様が買付代金または売付有価証券の全部または一部の提供を予め拒否するなど前項の期限において買付代金または売付有価証券の全部または一部の受入が行われないおそれがあると当社が認めた場合は、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置またはお客様へのサービス提供を停止する措置をとることがあります。</p> <p>(4) 第2項の買付代金または売付有価証券の受入が行われない場合は、次の措置をとることがあります。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>(5) 前項の措置によっても、なお不足金がある場合、当社は、当該売買契約を任意に解除する措置、お客様の計算において反対売買をする措置、お客様の保護預り証券等または</p>

新	旧	新	旧
<p>す。この場合、当社は、当該売買契約を任意に解除する措置、お客様の計算において反対売買をする措置、お客様の保護預り証券等および口座内外国証券を売却しその売却代金を不足金または不足分の買付けに必要な金額の支払に充当する措置のいずれの措置をとることもできるものとします。</p> <p>(6) 第4項の金銭または前項の売却代金の通貨が不足金の通貨と異なる場合、当社は、当該金銭または売却代金を必要な通貨に換えた上で不足金に充当する措置をとることがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(7) お客様が当社に対するその他の債務の履行を遅滞した場合、またはお客様の債務不履行等を起因として当社が損害を被るおそれがあると当社が認めた場合、第4項から前項までに準じ、当社が相当と認める措置をとることがあります。</p> <p>第34条(第三者への情報提供に関する同意)</p> <p>(1) お客様は、お客様がアメリカ合衆国(以下、この条において「米国」といいます)の税法上の米国人(米国民または米国居住者をいいます)に該当する場合(その可能性があると判断される場合を含みます)には、次の事項に同意するものとします。</p> <p>①・②(省略)</p> <p>(2) お客様は、当社がお客様の依頼に基づき外国送金を行う際に、お客様の個人情報(氏名、住所、銀行の口座番号、送金情報その他の外国送金処理に必要なものに限ります)が外国送金実行の目的で受取銀行、中継銀行および銀行間の国際的金融取引ネットワークであるスイフト(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC、本拠：ベルギー)に提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>第35条(免責事項)</p> <p>(1) 当社は、次の損害については責を負わないものとします。</p> <p>①・②(省略)</p> <p>③ この約款または法令諸規則の定めに基づき、取引もしくはサービスの提供が停止・制限・中止され、もしくは取引内容が変更され、または契約もしくはサービスが解約されたことによる損害</p> <p>④～⑯(省略)</p> <p>⑰ お客様がこの約款、その他の当社との契約事項(取引ルール等の当社所定の事項を含みます)または法令諸規則に反したことによって生じた損害</p>	<p>口座内外国証券を売却しその売却代金を不足金に充当する措置のいずれの措置もとることができるとします。</p> <p>(6) 第4項の金銭又は第5項の売却代金と不足金の通貨が異なる場合、当社は、当該金銭又は売却代金を必要な通貨に換えた上で不足金に充当する措置をとることがあります。</p> <p>(7) 前3項の措置によっても、なお、不足金がある場合には、当社は、その支払いをお客様に請求できるものとします。</p> <p>(8) お客様が当社に対するその他の債務の履行を遅滞した場合、またはお客様の債務不履行等を起因として当社が損害をこうむった場合、前4項に準じ、当社が相当と認める措置をとることがあります。</p> <p>第34条(米国税務当局への情報提供に係る同意)</p> <p>お客様は、お客様がアメリカ合衆国(以下、この条において「米国」といいます)の税法上の米国人(米国民または米国居住者をいいます)に該当する場合(その可能性があると判断される場合を含みます)には、次の事項に同意するものとします。</p> <p>①・②(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条(免責事項)</p> <p>(1) 当社は、次の損害については責を負わないものとします。</p> <p>①・②(省略)</p> <p>③ この約款または法令の定めに基づき、取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、または契約が解約されたことによる損害</p> <p>④～⑯(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2)・(3)(省略)</p> <p>第5章 オンラインサービス約款</p> <p>第1条(サービスの範囲)</p> <p>(1) オンラインサービス(以下、本章において「本サービス」といいます)においては、インターネットを利用して、株式や投資信託等の売買の注文、金銭の引出請求等および証券投資情報等の利用を行うことができます。また、当社が定める条件を満たしたお客様は、当社が提携する事業者の商品・サービスに関する優待価格の情報やお客様専用の商品・サービス等の提供を受けられる場合があります。</p> <p>(2)～(7)(省略)</p> <p>第2条(サービス提供の前提)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) お客様は、本サービスの利用にあたって、当社の定めに従い、ワンタイムパスワードを設定して利用いただく必要があります。ただし、お客様がワンタイムパスワードを利用せずにオンラインサービスの利用ができることを当社が別に定めた場合、ワンタイムパスワードを利用いただく必要はありません。</p> <p>(3) 本サービスを利用する場合は、当社の定める画面を通じてログインパスワード、取引パスワードおよびワンタイムパスワードを入力する必要があります。ただし、前項ただし書のときには、ワンタイムパスワードを入力する必要はありません。</p> <p>第4条(本人確認)</p> <p>お客様が本サービスを利用する場合は、ログインパスワード、取引パスワードおよびワンタイムパスワードのうち当社の求める事項の入力が確認されると、本人確認が行われたものとみなされます。ただし、本章2条(2)ただし書のときには、ワンタイムパスワードの入力が確認されなくても、本人確認が行われたものとみなされます。</p> <p>第11条(解約事由等)</p> <p>(1) 基本約款第15条、本章10条(1)によるほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社は本サービスの提供を制限し、または本サービスを解約することがあります。</p> <p>(2) お客様が、本章第3条(1)に定める利用条件について、一部でも満たしていないことを当社が認識した場合、当社は本サービスの提供を制限し、または本サービスを解約することがあります。</p> <p>(3) 本サービスが解約された場合、当社が既に本サービスに</p>	<p>(2)・(3)(省略)</p> <p>第5章 オンラインサービス約款</p> <p>第1条(サービスの範囲)</p> <p>(1) オンラインサービス(以下、本章において「本サービス」といいます)においては、インターネットを利用して、株式や投資信託等の売買の注文、金銭の引出請求等および証券投資情報等の利用を行うことができます。</p> <p>(2)～(7)(省略)</p> <p>第2条(サービス提供の前提)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 本サービスを利用する場合は、当社の定める画面を通じてログインパスワードおよび取引パスワードを入力する必要があります。ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、当社の定める取引または手続きを行う場合、ログインパスワードまたは取引パスワードに加えて、ワンタイムパスワードを入力する必要があります。</p> <p>第4条(本人確認)</p> <p>(1) お客様が本サービスを利用する場合は、ログインパスワードおよび取引パスワードの入力が確認されると、本人確認が行われたものとみなされます。ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、当社の定める取引または手続きを行う場合、ログインパスワードまたは取引パスワードに加えて、ワンタイムパスワードの入力が確認されると、本人確認が行われたものとみなされます。</p> <p>第11条(解約事由)</p> <p>基本約款第15条、本章10条(1)によるほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社は本サービスの使用を制限し、または本サービスを解約することがあります。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧	新	旧
<p>関連して電子交付を行った書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</p>		<p>かぎり、追加した書面についても電子交付を行います。</p>	
<p>第12条 (免責事項等)</p> <p>(1) 基本約款35条によるほか、当社および金融商品取引所等は、本サービスに関しては、次のいずれかによる損害についても、直接的に生じたか間接的に生じたかを問わず、その責を負いません。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 本サービスにおいて提供する情報に基づき、お客様が行った当社が提携する事業者との取引</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>⑧ (省略)</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第12条 (免責事項等)</p> <p>(1) 基本約款35条によるほか、当社および金融商品取引所等は、本サービスに関しては、次のいずれかによる損害についても、直接的に生じたか間接的に生じたかを問わず、その責を負いません。</p> <p>① (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>⑧ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(3) 電子交付サービスの具体的な種類や取扱い等については、当社ホームページ等に掲載します。</p> <p>第3条 (電子交付の方法)</p> <p>対象書面の電子交付は、次に掲げる電磁的方法のうち、当社が定めるいずれかの方法により行います。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>第4条 (閲覧環境等)</p> <p>お客様が、当社が電子交付した記載事項を閲覧するためには、当社が推奨するバージョン以上のPDF形式のファイルの閲覧ソフト、およびブラウザソフト等を必要とします。</p> <p>第5条 (電子交付サービス提供期間中の取扱い)</p> <p>電子交付サービスの提供期間中の取扱いは次のとおりとなります。</p> <p>① 当社は、対象書面について本章8条に定める書面による交付等を行う場合を除き、原則として、対象書面の書面による交付は行いません。</p> <p>② お客様は、対象書面の電子交付の日から5年間、記載事項を閲覧することができません。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。</p> <p>第6条 (電子交付サービスの終了)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、電子交付サービスの提供を終了します。ただし、②に該当する場合は、オンラインサービスに関連する電子交付サービスのみ提供を終了します。</p> <p>① お客様が、当社所定の方式により、電子交付サービスの利用を終了する旨または対象書面について書面による交付を希望する旨の申し出をされ、当社が当該申し出を受理したとき</p> <p>② オンラインサービス契約が解約となったとき</p> <p>③ 当社が別途定める電子交付サービスの提供を終了する事項に該当したとき</p> <p>(2) 電子交付サービスの提供が終了した場合は、既に電子交付を行った対象書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</p> <p>(3) 当社は、電子交付サービスの提供が終了した日以降、対象書面について、書面による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、書面による交付への切り替え時期が異なる場合があります。</p>	<p>(3) 当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、本契約が終了しないかぎり、追加した書面についても電子交付等を利用するものとします。</p> <p>第3条 (電子交付等の方法)</p> <p>対象書面の電子交付等は、次に掲げる電磁的方法のうち、当社が定めるいずれかの方法により行います。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>第4条 (電子交付等の利用方法)</p> <p>電子交付等を利用するためには、当社が推奨するバージョン以上のPDF形式のファイルの閲覧ソフト、およびブラウザソフト等を必要とします。</p> <p>第5条 (ご利用期間中の取扱)</p> <p>電子交付等のご利用期間中の取扱いは次のとおりとなります。</p> <p>① 当社は、対象書面について第8条に定める書面による交付等を行う場合を除き、原則として、対象書面の書面による交付は行いません。</p> <p>② お客様は、対象書面の電子交付の日から5年間、記載事項を閲覧することができません。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。</p> <p>第6条 (本契約の終了)</p> <p>(1) お客様が、当社所定の方式により、電子交付等の利用終了の申し出をされ、当社が当該申し出を受理したとき、本契約は終了するものとします。また、オンラインサービス契約が終了した場合には、オンラインサービスに関連する本契約も終了するものとします。</p> <p>(2) 本契約が終了した場合は、既に電子交付等を行った対象書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</p> <p>(3) 当社は、本契約が終了した日以降、対象書面について、郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、郵送による交付への切り替え時期が異なる場合があります。</p>
<p>第10章 電子交付サービス</p>	<p>第10章 電子交付等の利用に係る約款</p>		
<p>第1条 (電子交付サービスの提供)</p>	<p>第1条 (利用に係る契約の締結)</p>		
<p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、当社は、お客様に対して、本章に則って電子交付サービスの提供を開始します。</p> <p>① お客様が当社の定める方法で電子交付サービスの利用を申込んだとき</p> <p>② 当社が、法令諸規則の規定に基づき、お客様に対して電子交付サービスの対象となる書面 (以下、「対象書面」といいます) について電子交付する旨等を告知し、当社が定める期間内に、お客様から当社に対して書面による交付の継続を希望する旨の申し出がなかったとき</p> <p>(2) 前項に基づき電子交付サービスの提供を行うこととなった場合であっても、本章第3条に定める電磁的方法のうち、電子メールを利用する電子交付については、お客様が当社の定める方法でお客様の利用可能なメールアドレスを届けた時より開始するものとします。</p>	<p>当社の定める方法でお客様が電子交付等の利用を申込み、当社が承諾すると、電子交付等の利用に係る契約 (本章を内容とするものであり、以下、本章において「本契約」といいます) が締結され、本契約に則って電子交付等を利用できることとなります。</p> <p>(新設)</p>	<p>① 当社は、対象書面について本章8条に定める書面による交付等を行う場合を除き、原則として、対象書面の書面による交付は行いません。</p> <p>② お客様は、対象書面の電子交付の日から5年間、記載事項を閲覧することができません。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。</p>	<p>① 当社は、対象書面について第8条に定める書面による交付等を行う場合を除き、原則として、対象書面の書面による交付は行いません。</p> <p>② お客様は、対象書面の電子交付の日から5年間、記載事項を閲覧することができません。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。</p>
<p>第2条 (電子交付サービスの対象書面)</p>	<p>第2条 (対象書面)</p>		
<p>(1) 対象書面は、金融商品取引法等に規定されている書面および当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面とします。</p> <p>(2) 当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、電子交付サービスの提供が終了しない</p>	<p>(1) 電子交付等の対象となる書面 (以下、「対象書面」といいます) は、金融商品取引法等に規定されている書面および当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面とします。</p> <p>(2) 電子交付等は対象書面について一括で利用するものとし、書面ごとには利用できないものとします。</p>	<p>① お客様が、当社所定の方式により、電子交付サービスの利用を終了する旨または対象書面について書面による交付を希望する旨の申し出をされ、当社が当該申し出を受理したとき</p> <p>② オンラインサービス契約が解約となったとき</p> <p>③ 当社が別途定める電子交付サービスの提供を終了する事項に該当したとき</p> <p>(2) 電子交付サービスの提供が終了した場合は、既に電子交付を行った対象書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</p> <p>(3) 当社は、電子交付サービスの提供が終了した日以降、対象書面について、書面による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、書面による交付への切り替え時期が異なる場合があります。</p>	<p>(2) 本契約が終了した場合は、既に電子交付等を行った対象書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</p> <p>(3) 当社は、本契約が終了した日以降、対象書面について、郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、郵送による交付への切り替え時期が異なる場合があります。</p>

新
<p>第7条(免責事項) 基本約款第35条、第5章第12条によるほか、当社は、次の損害については責を負わないものとします。 ①～②(省略) ③ <u>お客様が、当社が推奨するバージョン以上のPDF形式のファイルの閲覧ソフト、およびブラウザソフト等を利用しなかったために、電子交付した記載事項をお客様が閲覧できなかったことにより生じた損害</u></p>
<p>第8条(書面による交付等) 当社は、法令等の変更があったとき、監督官庁から指示があったとき、または当社が必要と判断したときは、電子交付等に代えて、既に電子交付を行った対象書面も含めて、書面による交付等を行う場合があります。</p>
<p>第9条(その他) 本章に定めのない事項については、「【メールサービスのご利用について】」の規定に則り取扱います。</p>
<p>附則</p>
<p>第1条(効力発生日前の周知及び告知の効力) <u>当社は、第10章1条(1)②に規定されている告知について、効力発生日前に行ったものも有効とします。この場合において、当該告知は、効力発生日において同条の規定によりされたものとみなします。</u></p>
<p>2025年9月</p>
<p>【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】 基本約款第34条(1)に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p>
<p>【外国送金に基づく情報提供に関する留意点について】 基本約款第34条(2)に定める情報提供について、送金先国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p>
<p>【メールサービスのご利用について】 弊社のメールサービスのご利用にあたり、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。 ①(省略) ② 一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、メールアドレスの登録を任意に解除させていただきますことがございますので、予め</p>

旧
<p>第7条(免責事項) 基本約款第35条、第5章第12条によるほか、当社は、次の損害については責を負わないものとします。 ①～②(省略) (新設)</p>
<p>第8条(書面による交付等) 当社は、法令等の変更があったとき、監督官庁から指示があったとき、または当社が必要と判断したときは、電子交付等に代えて、既に電子交付等を行った対象書面も含めて、書面による交付等を行う場合があります。</p>
<p>第9条(その他) 本章に定めのない事項については、「<u>野村の証券取引約款(個人のお客様用)</u>」および「【メールサービスのご利用について】」の規定に則り取扱います。</p>
<p>(新設)</p>
<p>2025年2月</p>
<p>【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】 基本約款第34条に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html)をご確認ください。</p>
<p>(新設)</p>
<p>【メールサービスのご利用について】 弊社のメールサービスのご利用にあたり、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。 ①(省略) ② <u>メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されますと、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いた</u></p>

新
<p>ご了承ください。</p>
<p>③～⑨(省略)</p>
<p>2025年9月</p>

旧
<p>いたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」、メールアドレスのいずれか一方又は双方の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。</p>
<p>③～⑨(省略)</p>
<p>2023年4月</p>

以上

